JRFU

Japan Freight Railway Union Tohoku Young

No. 3

September 8, 2026

Publisher T. Okubo

「サプライズテスト」について考える

組織部速報にあるとおりですが、先日、関東支社管内の駅にて「作業実態確認」と称した**抜き打ちテスト（サプライズテスト）**が実施されたとの報告がありました。

具体的には、管理者の指示を受けた信号担当者が、操車担当者からの進路要求に対して「**意図的に誤った進路を構成**」し、操車担当者がその誤り（異線に対する表示）に気付けるかを確認するという内容でした。

結果的に、当該の操車担当者は入換標識の誤表示を見落として誘導を開始してしまいましたが、実態確認を行っていた**管理者自身も、車両が誤った進路へ進入したことに気付いた段階で即座に入換作業を停止させられませんでした。**

これは、激突事故だけでなく、重大な労働災害に直結する極めて危険な行為であると考えられます。

教育、訓練の意義とは？

今回の「サプライズテスト」の問題点は？

- 事前の十分な周知や掲示がなく、抜き打ちで行われている。
- 即座に入換作業を止められていない管理者の資質。

これらの問題点が**さらに生み出す問題**は何でしょうか。

- 放置、容認することで常態化し、教育や訓練と言えば何でも良くなる。
- 駅や輸送系統だけではなく、検修や運転職場などにも派生する。
  - 例:後検査や出区点検時における不具合箇所の仮設。
  - 例：列車発車時、隣接線などにおける異線現示。それによる吊り込まれ。
- 社員同士の信頼関係（チームワーク）が崩れ、事故や労災につながる。

鉄道に関する技術上の基準を定める省令第10条第1項（いわゆる省令10条）には、「***鉄道事業者は、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員並びに施設及び車両の保守その他これに類する作業を行う係員に対し、作業を行うのに必要な知識及び技能を保有するよう、教育及び訓練を行わなければならない。***」とあります。

全社員が安全・安定輸送を遂行できるよう、会社は教育及び訓練を行う義務があります。私たちは、当然ながら、それが本当に適切なものとさせ、真の安全な作業ができるように追求していかなければなりません。

不適切な「サプライズテスト」を、認めることは断じてできません。